

事業主様  
被保険者様

セキスイ健康保険組合

### 令和元年台風第15号により被災した被保険者等に係る 一部負担金等(窓口負担金)の取り扱いについて

令和元年台風第15号の影響により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
被災状況に鑑み、被災世帯の健康保険被保険者および被扶養者に係る一部負担金(窓口負担金)の取り扱い等について、下記の措置を講じることをお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 措置内容

- ① 医療機関等窓口における一部負担金(窓口負担金)等の免除
- ② 被災により保険者証を紛失した場合の再交付

#### 2. 上記①の対象要件

災害救助法の適用を受けた市町村における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ・主たる生計維持者の行方が不明
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

#### 3. 申請手続き

- ①一部負担金(窓口負担金)等の免除
  - ・「健康保険一部負担金等免除申請書」
  - ・「罹災証明書」
- ②保険者証の再交付
  - ・「被保険者証再交付申請書」

在職者の方は事業所を通じて、任意継続者・特例退職者の方は直接当健康保険組合にご提出ください。

#### 4. 災害救助法適用市町村

##### 【千葉県】25市15町1村

千葉市(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区)、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、  
印旛郡酒々井町、栄町、香取郡神崎町、多古町、東庄町、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

5. お問い合わせ先

適用 06-6226-1462

以上

## 健康保険一部負担金等免除申請書

被 保 険 者 証		記 号		番 号	
被 保 険 者	氏 名		男・女	生年月日	
被 扶 養 者	氏 名		男・女	生年月日	
被 扶 養 者	氏 名		男・女	生年月日	
被 扶 養 者	氏 名		男・女	生年月日	
被 扶 養 者	氏 名		男・女	生年月日	
被 扶 養 者	氏 名		男・女	生年月日	
免除を申請する理由 (該当する項目の番号 に○をしてください。)		令和元年台風第15号の影響により 1 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った 3 主たる生計維持者の行方が不明 4 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない			

※申請書の欄には被保険者及び免除対象となる被扶養者を記入してください。  
申請の際には、証明書類を必ず添付してください。(様式1-1参照)

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

セキスイ健康保険組合 理事長 殿

被保険者

住 所 〒

(居 所)

氏 名

印

- 申請する際、以下の証明書類を添付してください。
  - 1 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合  
(床下浸水、一部損壊は不可)
    - ・罹災証明書・被災証明書の写し(長期避難世帯の場合は、長期避難世帯に該当する旨の証明書の写し)
  - 2 主たる生計維持者が死亡した場合
    - ・死亡診断書、警察の発行する死体検案書の写し主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合
    - ・医師の診断書(1ヶ月以上の治療を有すると認められるもの)
  - 3 主たる生計維持者の行方が不明の場合
    - ・警察に提出した行方不明の届出の写し
  - 4 主たる生計維持者が業務を廃止した場合
    - ・事業廃止届出書の写し主たる生計維持者が業務を休止した場合
    - ・事業休止届出書の写し
  - 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合
    - ・退職証明書、離職票、雇用保険受給者証、健康保険の資格喪失証明書等の写し